

日本租税理論学会2019年度研究大会
2019.12.7

仮想通貨（暗号資産） 取引と課税

千葉商科大学商経学部講師
アコード租税総合研究所研究顧問

泉 絢也 (JUNYA IZUMI)



1

問題意識と 研究目的

2

問題意識

仮想通貨の課税上の取扱いに関する議論

概念整理や解釈論が不十分のまま、行政解釈がリード

仮想通貨に関する法制を整備した平成28年6月の資金決済法の改正から約3年半経過。現行法下における概念整理や解釈論の取扱いに関する十分な議論を下地とし、立法的手当ても選択肢の1つに入れて仮想通貨の課税関係を検討する段階では？

3

暗号資産への呼称変更と附帯決議

資金決済法上の「仮想通貨」→「暗号資産」
所得税法等も同様に呼称変更

第198回国会において成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」により

「暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、暗号資産を用いたデリバティブ取引等に係る所得に対する**所得税等の課税の在り方について検討**を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること」（衆・参附帯決議）

4

行政解釈

- ・ 平成29年12月：個人課税課情報第4号
「仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)」
- ・ 平成30年11月：個人課税課情報第8号外5課共同の別添
「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」
- ・ 情報4号よりも前に公表されたタックスアンサーNo.1524「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」
「ビットコインは、物品の購入等に使用できるものですが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となります。このビットコインを使用することにより生じる損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。(所法27、35、36)」

5

現状

**新たな仮想通貨その他これに類するもの
又はこれに関するアイデアが次々と出現**

ステーブルコイン、2号仮想通貨非該当コイン、
Non-Fungible Token、納税用コイン、各種ICOトークン

租税法を含めた各種の法分野は、テクノロジーという歩行速度の速いカウンターパートから、既存のルールの中でどのような法律関係になるか、どのような立法的措置をとるべきか、他の法分野と足並みを揃えるべきかなど、新たな課題を矢継ぎ早に突き付けられている

6

研究目的

仮想通貨税制のあるべき姿を明らかにするための研究の一環として、適宜、個別の論点からも示唆を受けつつ、そのあるべき姿を視界の先に見据えた上で、研究の土台作りを行うこと※

※ 本報告では、税務調査や徴収の観点からの問題は主たる考察対象から外しているが、立法論との関係で等閑視することはできないことに留意

7

報告要旨

8

特筆すべき仮想通貨の特徴とその影響

- ・ 特筆すべき仮想通貨の特徴：複合的性格・多面体
財産、支払手段、資金調達手段、投資対象、
有体物ではない情報・データ、技術等
- ・ かかる特徴が租税法を含む各法分野における**法律関係を検討する上で困難な課題を提示**
→ 特定の側面のみを強調して税制上の手当てをすることが難しい
- ・ **仮想通貨の私法上の性質決定の困難さ**が、租税法の法律関係を決する際に重疊的に困難さを増幅する可能性？

9

現行仮想通貨税制の問題点

資金決済法をそのまま借用することは**再検討の余地あり**

- ① 支払手段として使用されうる類似のものに対する消費税非課税の取扱い
- ② 市場があり、譲渡することに事業上の制約のない類似のものに対する法人税法上の期末時価評価及び時価課税
- ③ 代替性・没個性性を有する類似のものに対する所得税法又は法人税法上の個別法による評価（？）

10

あるべき仮想通貨税制の模索

- ・ 私法の性質決定等の議論から得られる示唆
- ・ 投資対象（金融商品）としての浸透への対応
- ・ 技術と法律の問題（テクノロジーやプログラム・コードの法律関係への影響）
- ・ 政策的配慮

11

仮想通貨の 定義と特徴等

12

一般論

13

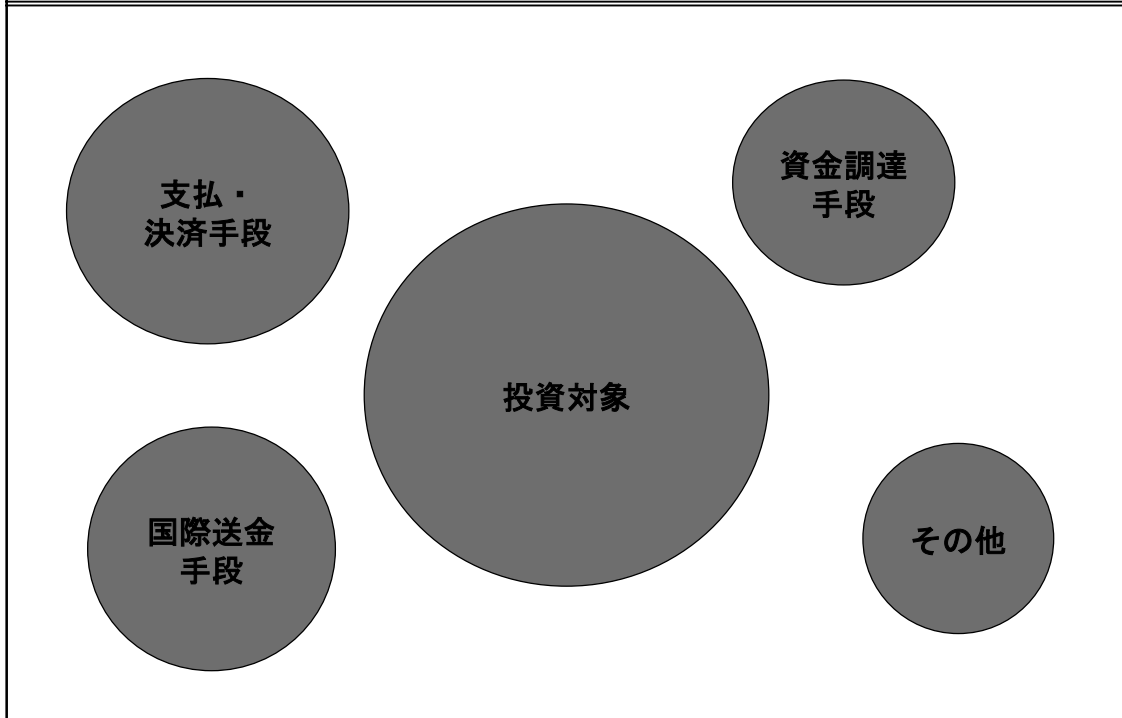
仮想通貨のウリ！

低コストで、いつでも、銀行口座のない相手に対しても直接に、**財産的価値のあるものを移転**することができる

国内・国外
個人・法人

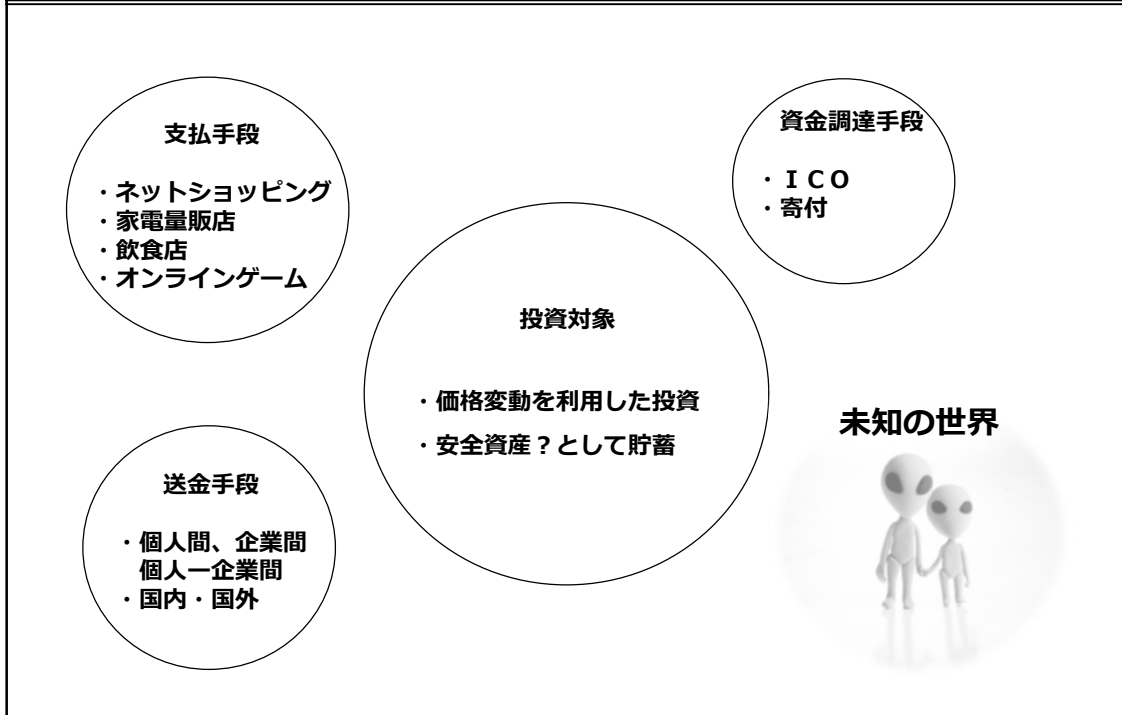
14

仮想通貨のユースケース・保有目的



15

仮想通貨のユースケース・保有目的



16

ビットコインを
例とした

仮想通貨の特徴

- ☑法定通貨ではない
- ☑支払・決済手段となる
 - ・ 強制通用力はない、債務不履行否
ただし、使用できる店舗は限られている
 - ・ マイクロペイメント（超小額決済）
- ☑電子データとしてのみ存在し、電子的に移転等
 - ・ 24時間365日送金可能
ただし、正式な承認まで時間を要する（ファイナリティの問題）
- ☑誰でも簡単に自分でアドレス（口座）を作成可能

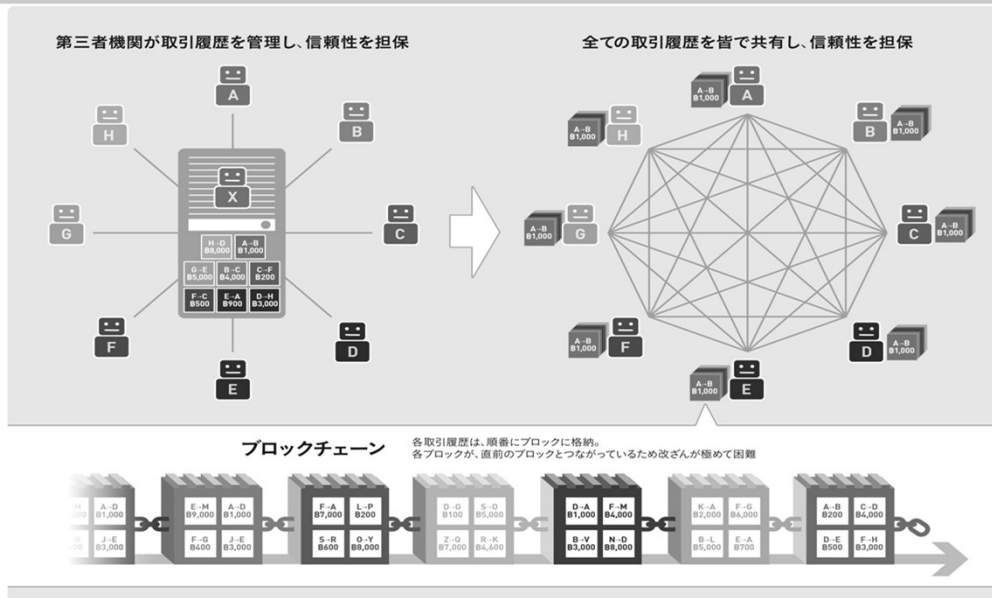
17

- ☑暗号技術、ブロックチェーン技術の利用
- ☑価値の裏付けなし？
 - ・ 需給バランスのみによる価値決定、マイニング費用
 - ・ 価格の変動が激しい（ボラティリティが高い）
- ☑発行量に上限あり（中央銀行の政策遮断、金と同様）
 - ・ ビットコインは2100万BTC→以後、新規発行なし
- ☑管理者不在（ただし、コアメンバー、コミュニティ）
 - ・ 既定のルール（プログラム、プロトコル）で動く
- ☑発行者不在（誰かの債務ではない）
- ☑安全・安心のシステム？

18

ブロックチェーンとは

- ・ ビットコイン等の価値記録の取引を第三者機関不在で実現している

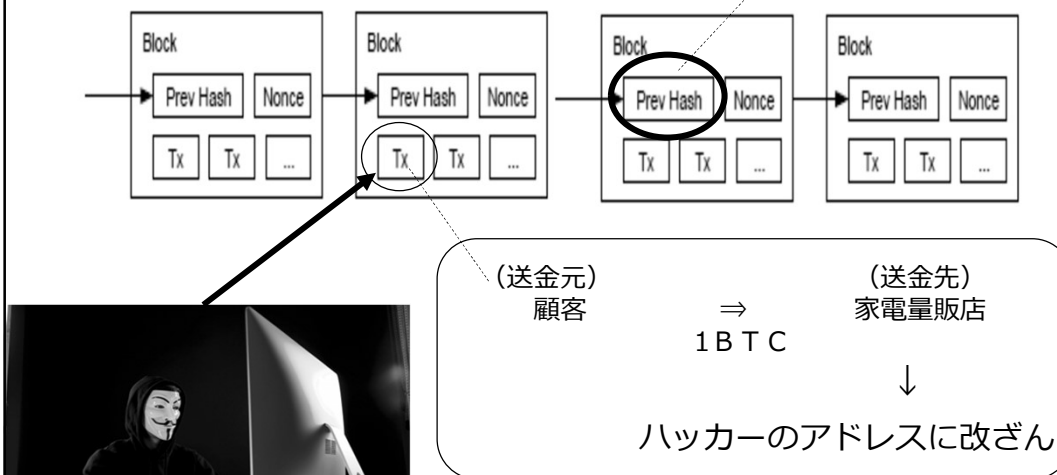


経済産業省商務情報政策局情報経済課「平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査）報告書概要資料」3頁

19

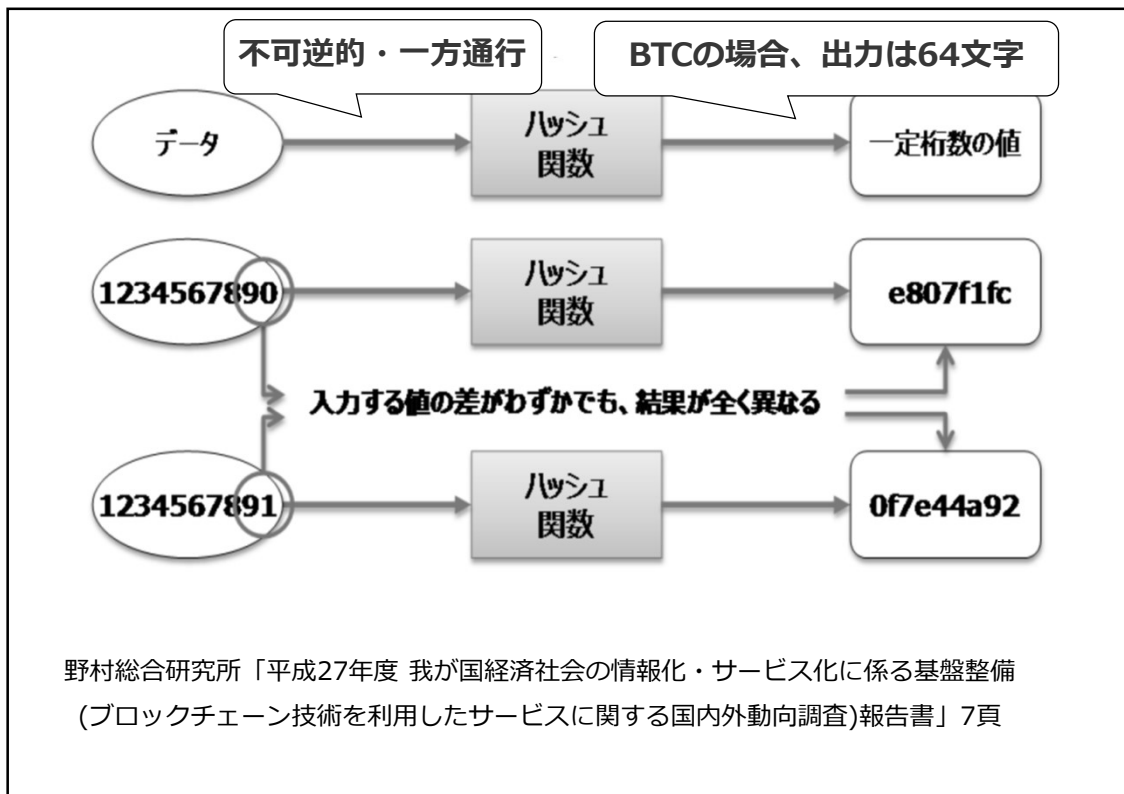
ブロックチェーンとハッシュ

1つ前のブロックの中身を暗号的ハッシュ関数を使用して生成したハッシュ値

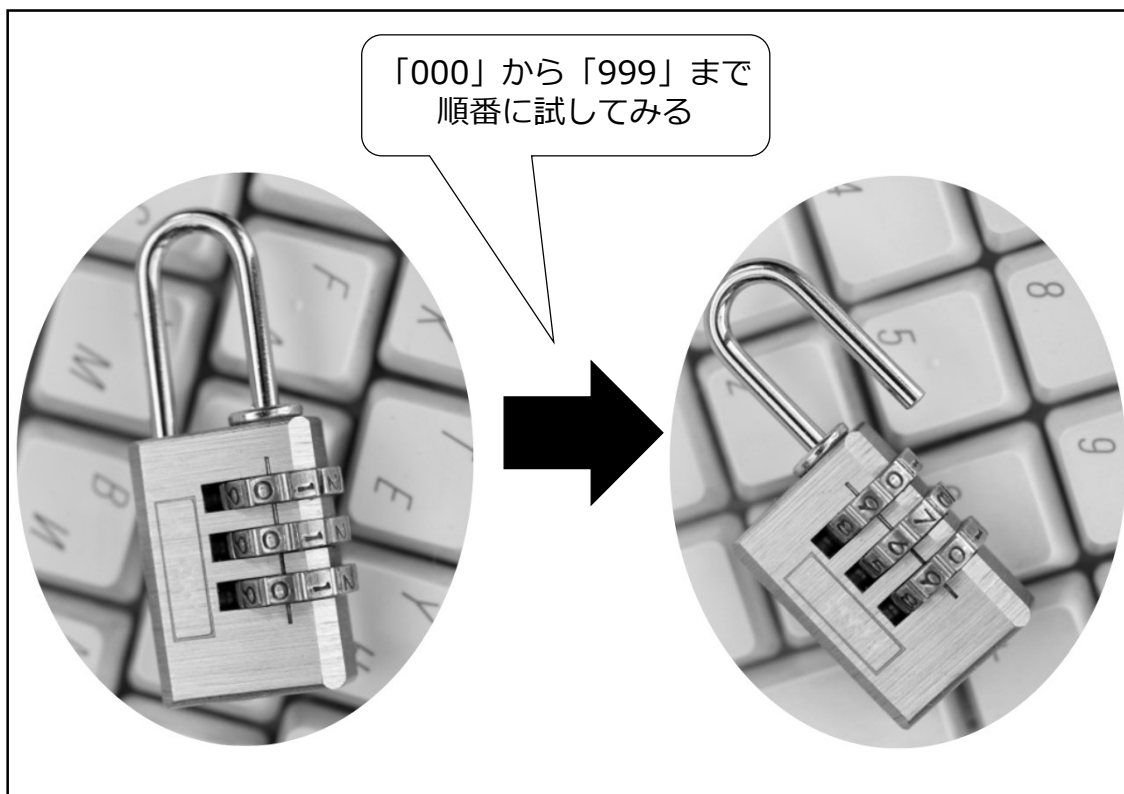


Satoshi Nakamoto,
Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System

20



21



22

排他的管理と第三者への移転

排他的に管理可能

その状態を第三者に
移転可能

仮想通貨は、電子的方法により記録されている情報(無体物)にすぎないが、ブロックチェーン技術や公開鍵暗号技術等の組み合わせにより、改竄や複製、二重使用等が極めて困難なものとされ、ネットワーク参加者から取引の対象として受け入れられている

23

ブロックチェーン
の取引記録の蓄積



仮想通貨の保有

秘密鍵とこれに
対応するアドレス



排他的に管理

**その状態を第三者に引き継ぐことができるという
意味において、「譲渡」も可能である ※**

※ 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」2頁参照。

24



25

法的な議論

26

資金決済法による仮想通貨の定義

資金決済法においては、不特定の者に対して決済手段として使用でき、かつ、不特定の者との間で売買・交換を行うことができるというような、より機能面に着目した定義付けがなされており、
「財産的価値」という法的性質に直接リンクしない表現を用いている。

※ 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」2頁、末廣裕亮「仮想通貨の法的性質」法教449号52頁参照

27

資金決済法による仮想通貨の定義（2⑤）

1号仮想通貨

物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの**代価の弁済のため**に**不特定の者に対して使用**ことができ、かつ、**不特定の者を相手方として購入及び売却**を行うことができる

28

財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、**電子情報処理組織を用いて移転することができるもの**

- ・ 私法上の性質を述べているわけではない
- ・ 機能面に着目した定義付け

29

2号仮想通貨

不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

30

1号仮想通貨：
ビットコイン、
イーサリアムなど



色々な所で、支払
手段として電子的
に使用可能な法定
通貨以外のデータ



31

2号仮想通貨： 1号仮想通貨と相互交換可能なアルトコイン 開発に成功！CUCコイン(CUC)



相互に交換可能

主な用途

まだ、一般的な支払手段
として使えない



- ・GPA 1.2倍
- ・学食で使用すると1割引
- ・学費納入可
- ・泉先生からマンツーマンの指導を受けることができる

32

仮想通貨に含まれないもの

- ・ 利用範囲・方法等が制限
- ・ 財産的価値なし
- ・ 本邦通貨建（円で表示、円で債務履行）

ゲーム通貨、電子マネー、
プリペイドカードなど

33

定義次第

仮想通貨は「金銭」か？

「財産の交換の用具として国家がその価格を一定したものをいう。『法貨』又は『通貨』とはおおむね同義である」（民法399・402①、政治資金規正法4、相続税法38等）※

「金銭 = 法貨 = 通貨」 ≠ 仮想通貨

※ 角田禮次郎ほか編『法令用語辞典〔第10次改訂版〕』178頁（学陽書房2016）

34

「財や給付の交換、取引を媒介する一般的価値尺度となるものとして国家から一定の価格を与えられたもの。強制通用力をもつ貨幣（法貨）だけでなく、取引上貨幣として通用する自由貨幣も含めて用いることが多い。」※1,2

金銭といえども「物」であることを重視すると※3、
仮想通貨の自由貨幣該当性は否定？

※1 法令用語研究会編『法律用語辞典〔第4版〕』255頁（有斐閣2012）

※2 自由貨幣とは、取引上の交換及び弁済の具として流通する貨幣、すなわち法規により強制通用力を有さないで事実上通貨と同一の作用をなすもので外国通貨などがこれに該当する。富井政章『民法原論第3巻（債権総論 上）』114頁（有斐閣1929）参照。ただし同書はこれに限定する趣旨で述べたものではないと解するものとして、堀川信一「研究ノート 仮想通貨の民法上の位置づけ」大東法学28巻1号165頁参照

※3 得津晶「日本法における仮想通貨の法的諸問題：金銭・所有権・リヴァイアサン」法学81巻2号165頁参照

35

税法が依拠する資金決済法 →「金銭」と「仮想通貨」は別の概念

2条7項（定義）

この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。

（略）

三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の**金銭又は仮想通貨**の管理をすること。

63条の11（利用者財産の管理）

仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者の**金銭又は仮想通貨**を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。

36

仮想通貨は「通貨」か？

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 2 ③

通貨 = 貨幣 + 日本銀行券

- ・ 通貨の額面価格の**単位は円**とし、その額面価格は1円の整数倍とする（通貨法 2 ①）
- ・ 貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する（通貨法 4 ①）
- ・ 貨幣の種類は、500円、100円、50円、10円、5円及び1円の6種類（通貨法 5）
- ・ 貨幣は、額面価格の20倍までに限り、**法貨として通用**（通貨法 7）
- ・ 日銀が発行する日本銀行券は、制限なく**法貨として通用**（日本銀行法46②）

37

強制通用力とは

- ・ 「法律上、支払手段として通用する効力」であり、「強制通用力のある支払手段による支払については、受取人はこれを拒むことはできない」※1
- ・ 「金銭債務の債務者が弁済に用いたときに、債権者が弁済の受領を拒むことができず、当然にその弁済が有効となる」効力※2

※1 法令用語研究会編『法律用語辞典〔第4版〕』228頁（有斐閣2012）

※2 末廣裕亮「仮想通貨の法的性質」法教449号52頁

38

「債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。」(民法402①)

ここでいう通貨とは、「強制通用力ある貨幣の意味であり、強制通用力の有無とは、この効力を有する範囲の貨幣をもってする弁済は本旨に従う弁済になるという意味」 ※1

私法上の「金銭」は、各種の「通貨」であり、各種の「法貨」である（「**金銭＝通貨＝法貨**」という関係が成り立つ）という見解有り ※2

※1 我妻栄『新訂債権総論』37頁（岩波書店1964）

※2 片岡義広「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」
金法1998号31頁以下参照

39

「仮想通貨≠通貨」とその意義

いずれにしても、仮想通貨は通貨法でいうところの「通貨」には該当しない

仮想通貨が法定通貨ではなく、強制通用力を有していない以上、仮想通貨による支払は、相手方との合意がない限り、債務の弁済の提供（民法493）にはならない

40

通貨の3大機能※から見た仮想通貨		
ビットコインでさえ！		
交換手段 (支払手段・決済手段)	モノやサービスを 手に入れる（交換の媒介 となる）機能	
計算単位 (価値尺度)	モノやサービスの価値を 客観的に表す機能	
価値保蔵 (価値貯蔵)	価値を蓄えておく機能	
※ 3大機能の意義について、中島真志「仮想通貨の未来(上) 通貨の3大機能満たせず」 2018年3月19日付日本経済新聞朝刊、花輪俊哉＝小川英治『金融経済入門〔第2版〕』 22～24頁（東洋経済新報社2009）参照		

41

本報告の立場

42

本報告における仮想通貨の定義

法定通貨ではないが「通貨的な機能を有し、電子的に記録された財産的価値」※

- ・ 一般的な用語法
- ・ 規制法との距離感
- ・ 複合的性格、多面体的様相
- ・ 現時点では柔軟に

(今後の検討課題)

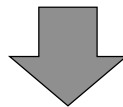
- ・ 相互に交換はできないが 1 号仮想通貨と交換可のもの
(なお、金融庁の事務ガイドライン第三分冊の16・I-1-1③参照)
- ・ FATF(金融活動作業部会)のVirtual Assetのように投資用のもの

※ 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」2頁

43

留意点

仮想通貨は世界に少なくとも2000種類以上存在し、その設計は千差万別。画一的な議論になじまない側面有り



- ・ **代表的な仮想通貨であるビットコインを念頭に**考察
- ・ 仮想通貨の私法上の性質や課税関係等
⇒ **結局は仮想通貨の種類ごとに検討要**
- ・ **自己がアドレスの秘密鍵を管理**しているケースを念頭に考察
⇒ 仮想通貨交換業者等に預託しているケースは対象外

44

小括

- ・ 仮想通貨は、一般に、金銭や通貨に該当せず
 - ・ 現時点では通貨の3大機能を十分に具備せず
 - ・ その定義上、財産的価値を有することが前提。実際に市場で取引されており、財産的価値有り。排他的管理と第三者への移転も可能
- 無償でこれを取得すれば所得税や法人税の課税対象となり、相続により取得すれば相続税の課税対象となることは、直感的に理解可能

45

- ・ **資金調達手段、支払手段、投資対象**としての側面有り
- ・ 仮想通貨は、有体物ではなく、電子的に記録され、移転可能な**情報ないしデータ**としての側面有り
- ・ 暗号技術やブロックチェーンなどによって支えられているという**技術的な側面**有り
- ・ かような**複合的な側面を有する点こそが、特筆すべき仮想通貨の特徴**であり、租税法を含む各法分野における法律関係を検討する上で困難な課題を提示
- ・ **仮想通貨の私法上の性質決定の困難さ**が、租税法の法律関係を決する際に重疊的に困難さを増幅する可能性？

46

租税法による資金 決済法の借用問題

47

端緒と疑問

48

端緒

H30.3.22の参議院財政金融委員会における当局の説明

- ・ 資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定
- ・ 消費税法上も支払手段に類するものとして位置付け
- ・ 外国通貨と同様に、仮想通貨による売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするため、雑所得に該当

令和元年度改正では、消費税法のみならず、所得税法及び法人税法においても、資金決済法上の仮想通貨の定義を借用し、関連する税制を整備

49

補足（最近の当局の説明に変化？）

平成31年3月14日の参議院財政金融委員会以降の答弁において、仮想通貨の譲渡による所得は、「一般論として」譲渡所得に該当しないと述べており、場合によっては譲渡所得に該当することもありうることを示唆するような表現※

金子宏名誉教授の『租税法〔第23版〕』261頁(弘文堂)において、「ビットコイン等の仮想通貨」は譲渡所得の基因となる資産に該当し、その譲渡による所得が譲渡所得である旨の記載がなされたことや、国会で度重なる追及を受けたことが影響？

※ この点に関する議論については、泉絢也「なぜ、暗号資産(仮想通貨、暗号通貨)の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？—国会における議論を手掛かりとして—」千葉商大論叢57巻1号109頁以下参照

50

疑問

支払手段として規制する資金決済法とは法の目的が異なるし、その法的効果と租税法との関係も希薄？

ただし、仮想通貨を利用したビジネスに携わる者にとっては、規制法の適用関係が重要な関心事項。このため、規制法と足並みを添えるという姿勢自体は、好意的に評価されるという見方もありうる

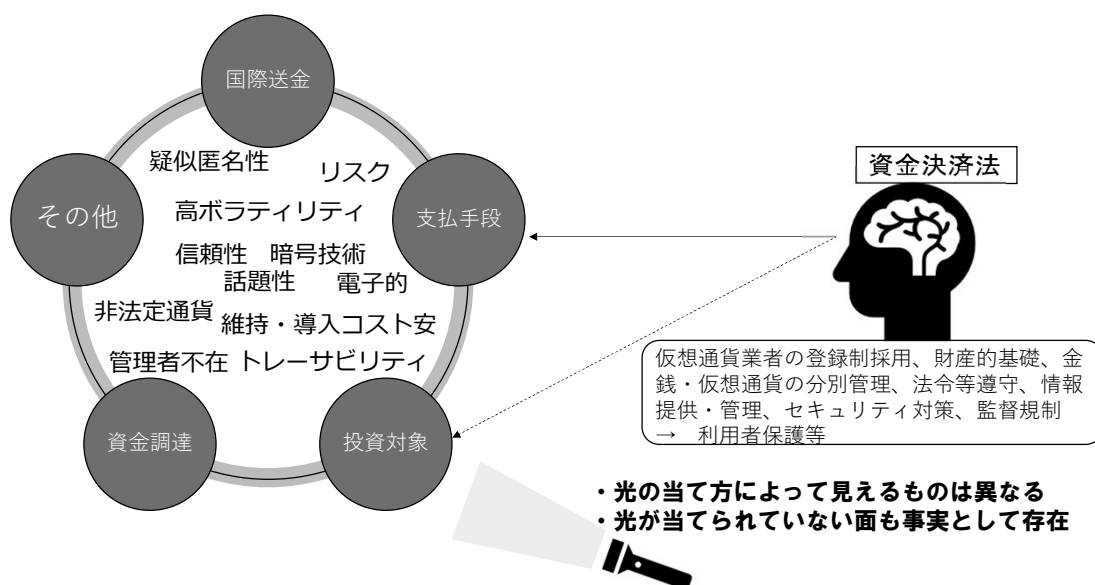
借用するとしても何らかの修正を加えるべきでは？

- ・ 複合的な側面を有するのに支払手段性に固執？
- ・ あるべき課税制度との間で乖離が生じないか？
- ・ 過大包摂や過小包摂という不都合が生じないか？

借用している条項 → 資金決済法の定義該当性が重要(形式論)
上記以外 → 種々の状況も勘案(実質論)？

51

仮想通貨の用途・性格等と着眼点



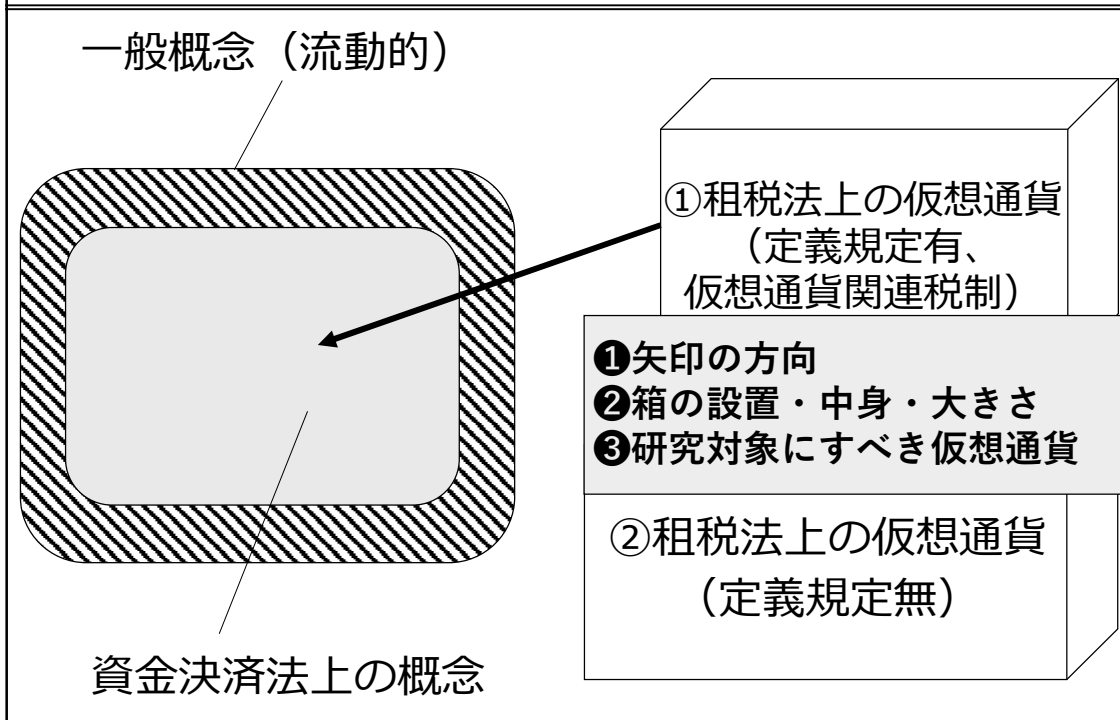
52

52

資金決済法借用条項 等の課税関係の概要

53

定義・考察対象の問題



54

消費税法

- ・ **譲渡は非課税、課税売上割合の計算に含めず**

「外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの」は非課税（消費税法6、別表第一第二号）

→ 政令では、外為法6条1項7号の「支払手段に類するもの」の中に「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨」を含めている（消費税法施行令9条4項）

外為法や外国為替令の改正状況によっては、今後、租税法上の仮想通貨の借用のあり方を検討する必要性が生じる

55

所得税法

- ・ **事業所得と雑所得に係る仮想通貨の譲渡原価等の計算、その評価の方法及び取得価額（所得税法48の2、令119の2～7）**

→ 総平均法（法定評価方法）又は移動平均法、購入代価等による取得価額の算定、信用取引の場合

- ・ **棚卸資産からの除外（所得税法2①十六）、固定資産からの除外（所得税法2①十八、施行令5）、贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産の範囲に包含（所得税法40①、施行令87）**

56

法人税法

- ・ **短期売買商品等の定義に資金決済法上の仮想通貨を含める、譲渡損益（純額）に係る計上時期を契約日（約定日）基準、譲渡原価等の計算、評価方法及び取得価額（法人税法61①、令118の5～6）**

→ 収益は通常得べき対価の額で計算、契約日基準による収益計上（ただし、法人税基本通達2-1-21の12?）、総平均法又は移動平均法（法定評価方法）、購入代価等による取得価額の算定

57

《契約日基準の採用について》

「仮想通貨の売手は売買における約定日まで仮想通貨の市場における価格変動によって生ずるリスク等にさらされていると考えられますが、売買等の約定が済んでいるものについて約定日後に生じた含み損益を自己の損益とするのは適当ではないと考えられること、また、実務対応報告において、仮想通貨については売買の合意が成立した時点において売却損益を認識することとされている（実務対応報告13）ことによるものです。」（財務省HP『令和元年度 税制改正の解説』280頁）

58

《平均法の採用について》

「これらの方法に限定されているのは、仮想通貨は有価証券や短期売買商品と同様、価格の変動について一般的な傾向をもっていないことから、平均単価に基づき計算を行うことが望ましいと考えられることによります。」

(財務省HP『令和元年度 税制改正の解説』281頁)

59

- ・ **市場仮想通貨は時価評価及び自己の計算において有するものはその損益の算入と翌期洗替え（法人税法61②③、令118の7～9）**

《時価法の採用について》

「活発な市場が存在する仮想通貨については、一般的に、売買、換金について事業上の制約がない、すなわち、市場が存在するため売却・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でないことに鑑みれば、

60

時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられること、また、時価法を適用しなければ、課税所得が多額となると見込まれる事業年度に含み損のある仮想通貨だけを譲渡するといった租税回避行為が想定されることから、上記のように企業会計において時価法が導入されたことを踏まえ、法人税法においても、活発な市場が存在する仮想通貨について時価法を適用することとされました。」（財務省HP『令和元年度 税制改正の解説』278頁）

61

- ・ **区分変更によるみなし譲渡（法人税法61⑥、令118の10）**
- ・ **仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益の算入（法人税法61⑦、令118の6⑨、118の11）**
- ・ **棚卸資産からの除外（法人税法2二十、61①）、固定資産からの除外（法人税法2二十二、令12）**

62

資金決済法上の仮想通貨 通貨の定義に該当し ない類似のものへの 対応問題

63

資金決済法の仮想通貨ではないが類似

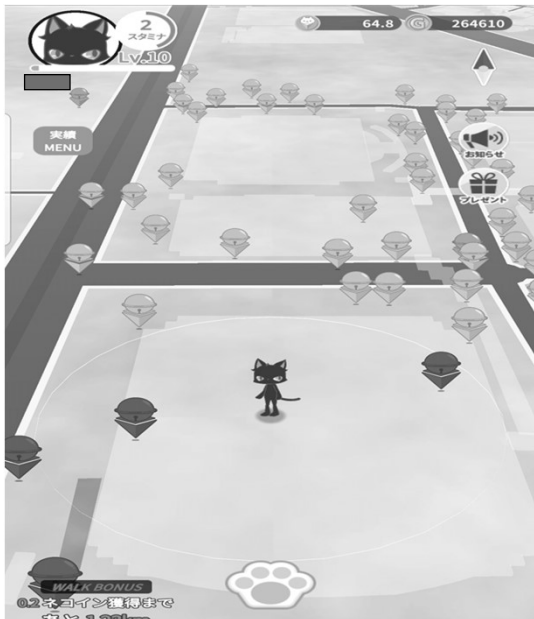
- ・ ステ이블コイン（テザー、Libra、銀行コイン）
- ・ 資金決済法 2 条 5 項 2 号の仮想通貨非該当コイン
- ・ ブロックチェーンを利用したゲーム内で売買されるクリプトキティのような、Fungibility(代替性)がないトークンであるNFT（Non-Fungible Token）
- ・ 納税用コイン
- ・ I C O（Initial Coin Offering）のトークン
→ 金融商品取引法上の電子記録移転権利

64

資金決済法 2 条 5 項 2 号の仮想通貨非該当コイン

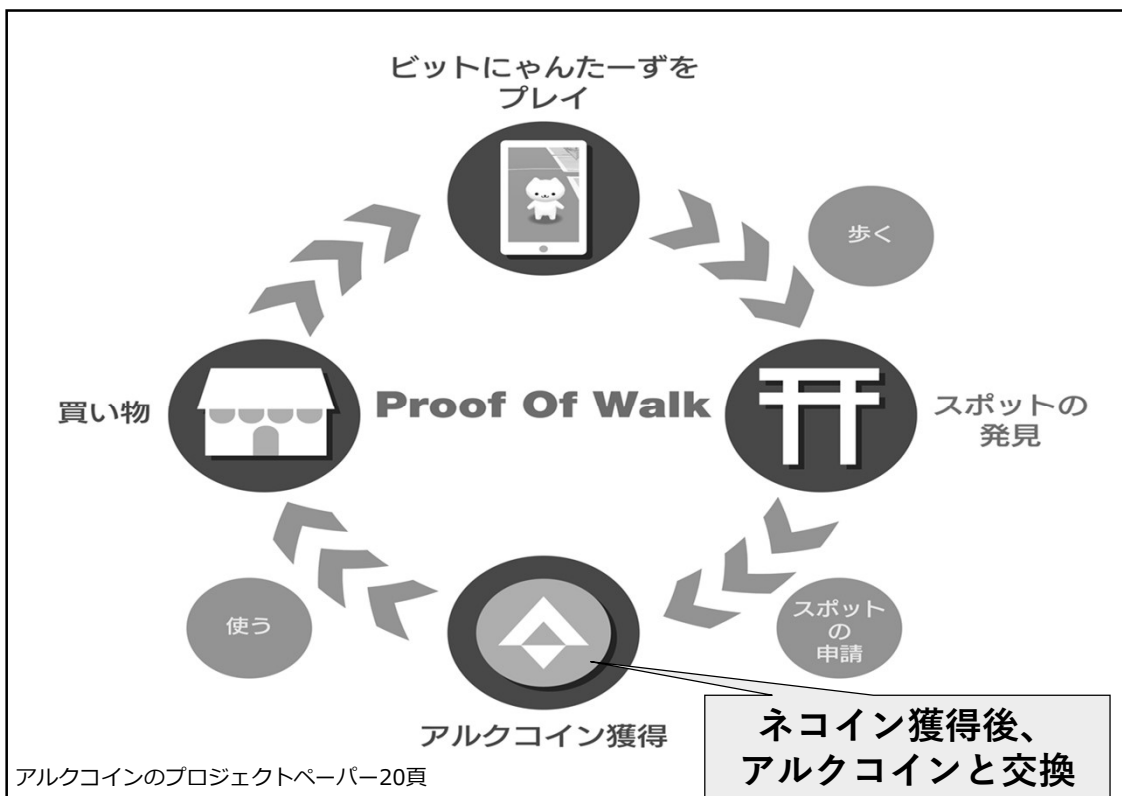


©スポーツ庁



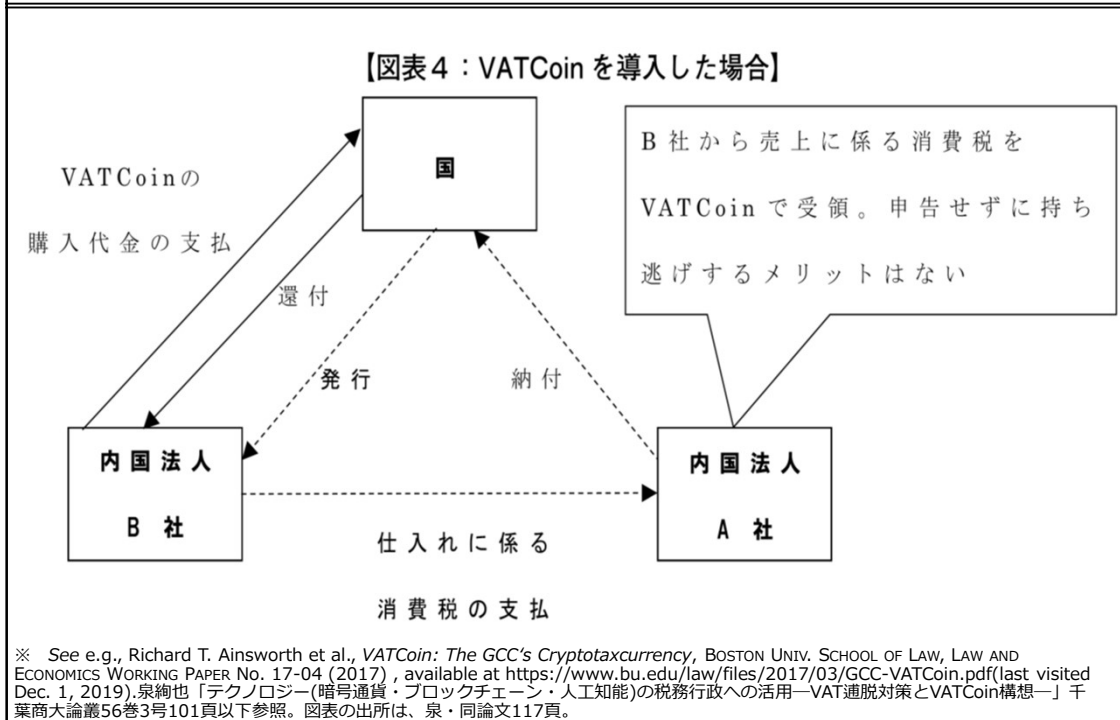
ビットにゃんたーずの課税関係等について別稿で考察する予定

65



66

納税用コイン（VATCoin構想※）



67

VATCoin構想の4つの特徴

- 1 VAT連脱耐性
- 2 VATのリアルタイム還付
- 3 コンピューター・コードの法化現象
- 4 サイバー攻撃耐性

68

金融商品取引法上の電子記録移転権利

- ・ 金融商品取引法は開示規制に関し、有価証券のうち広く流通する蓋然性が高いと考えられるものを第一項有価証券、その蓋然性が低いものを第二項有価証券と整理している(金商法2③)。
- ・ 第198回国会において成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」により、**収益分配を受ける権利等（改正金融商品取引法2条2項各号に掲げる権利）のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの（電子記録移転権利）**を、第一項有価証券とし、企業内容等の開示制度の対象とするとともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引業に係る規制の対象とすることとされた（金商法2③・⑧、3、28）

69

- ・ 電子記録移転権利が金融商品取引法の規制対象となるため、**規制の重複を排除する観点から、資金決済法上の暗号資産の定義から電子記録移転権利が除外された(資金決済法2⑤)**

金商法の改正が仮想通貨の課税関係等を与える影響については別稿で考察する予定

参考文献：増田雅史ほか「『情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律』の解説(2)」NBL1151号27頁以下、松尾元信「暗号資産に関する資金決済法、金融商品取引法等の改正―『情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律』の概要」金法2119号6頁以下

70

現行仮想通貨税制の問題点

資金決済法をそのまま借用することは**再検討の余地あり**

- ① 支払手段として使用されうる類似のものに対する**消費税非課税の取扱い**
- ② 市場があり、譲渡することに事業上の制約のない類似のものに対する法人税法上の**期末時価評価及び時価課税**
- ③ 代替性・没個性性のない類似のものに対する所得税法又は法人税法上の**個別法による評価（？）**

過小包摂

71

補足

- ① 支払手段として使用されうる類似のものに対する**消費税非課税の取扱い**
 - ・ そもそも、付加価値を生み出している？
- ② 市場があり、譲渡することに事業上の制約のない類似のものに対する法人税法上の**期末時価評価及び時価課税**
 - ・ 「資金決済法上の」仮想通貨であるからという理由は弱い？
 - ・ 裁定取引やウォッシュ・セールに利用される？

72

③ 代替性・没個性性を有する類似のものに対する所得税法又は法人税法上の個別法による評価（？）

- ・ 資金決済法上の仮想通貨ではないが代替性・没個性性を有し、平均法が適しているものに対して、個別法（個々の取得価額をその取得価額とする期末評価方法）を選択可？
- ・ ただし、代替性・没個性性は資金決済法の仮想通貨の要件ではないため、資金決済法上の仮想通貨に該当するが代替性・没個性性が欠如している、よって個別法が妥当するような仮想通貨に対しても平均法を適用するという弊害が起こりうるという逆の問題も想定しうる？
- ・ 総平均法については、そもそも契約日基準と適合するのかという問題も有り

73

**支払手段としての
側面のみを強調する
ことの帰結**

74

形式面に着目：資金決済法の定義、プログラム・コード上は、支払手段

- ①消費税非課税という対応は理解できる
- ②時価評価や平均法による評価の問題とは必ずしも結びつかない（金融商品取引法が資金決済法の定義を借用しているという意味では結びつく部分有り？）
- ③当局による「値上がり益を観念できないもの」という説明につながる？（むしろ計算単位の問題か？）
- ④支払手段として保護・奨励又はテクノロジーの発展のために奨励するのであれば、使用時に課税関係を発生させないような政策的配慮も視界（後述）

75

実態面に着目：支払手段として利用されていない

- ❶仮に、値上がり益を観念できないという説明に形式論を使ったとしても、実質的には支払手段として使われていないため、説得力に欠ける

過大包摂

- ❷投資対象・金融商品としての側面をもっと直視すべきか？

ただし、政策的配慮領域の閾値を超えていない？

- ❸地域、用途、利用者が限定された場面において、支払手段としての利用が広まる可能性有り？

76

小括

租税法が、資金決済法の定義を借用していることや支払手段としての側面のみを強調する姿勢を見直すべきではないかという疑問を持ち、資金決済法上の仮想通貨の定義に該当しない類似のものへの対応の問題や支払手段としての側面のみを強調することの帰結に関する問題などを論じてきた

複合的な性格を有する仮想通貨について、支払手段という特定の側面のみを強調して税制上の手当てをすることの難しさを一定程度、理解できたのではないかと考える

77

しかしながら、仮想通貨に対してどのような課税制度を設けるべきか、租税法上、仮想通貨をどのように定義すべきかは、自明ではない

近年、私法を中心とする他の領域では様々な議論が活発に行われている。以下では、私法の領域における議論状況を検討し、そこから得られる示唆を探ることとしたい

78

仮想通貨の 私法上の性質

79

総論

80

議論の概観

仮想通貨の私法上の性質は現時点では見解の一致をみないが、“消極的な形”での性質決定という点では局地的に見解の一致

所有権	民法は所有権の客体である「物」を有体物に限定（民法85）	✕
債権	発行者が存在しない場合	✕
無体物である情報財（知的財産権）	知的財産権として保護の対象とする法律無し	✕

81

「財産権」説※1	物権法定主義？	「財産・準物権」説※2
「合意」説※3 ビットコインの保有を可能としているのは、ビットコインの仕組みに対する参加者全員の合意であり、参加者全員の合意が一種のソフトウェアを構成		
「事実状態」説※4 ビットコインの保有は、秘密鍵の排他的な管理を通じて当該秘密鍵に係るアドレスに紐付いたビットコインを他のアドレスに送付することができる状態を独占しているという事実状態		
※1 森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金法2095号17頁以下参照 ※2 片岡義広「再説・仮想通貨の私法上の性質—森田論文を踏まえた私見(物権法理の準用)の詳説—」金法2106号9頁参照 ※3 末廣裕亮「仮想通貨—私法上の取扱いについて—」ビジネス法務16巻2号74頁参照 ※4 西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全(下)〔全訂版〕』845頁〔芝章浩執筆〕（商事法務2017）参照		

82

仮想通貨の私法上の性質について、総論レベルで様々な見解有り

もっとも、いずれの考え方によっても、おおむね仮想通貨の排他的な帰属・移転に関して法的保護を与えるという方向性は共通

説明の仕方こそ異なるものの、その法的保護のあり方は、物権や財産権の帰属・移転に関する規律と同等のものと考えられている※

※ 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」11頁参照

83

《「財産権」説》森田宏樹教授※

民法典における「財産権」＝「処分することを得べき利益を目的とする権利」であることを起点

民法典は、物権、債権その他の排他的な帰属関係が認められる財産的利益を広く包摂するものとして「財産権」をその実定概念として採用

民法典における「財産権」について、「処分することを得べき利益を目的とする権利」という起草者の定義を前提

84

一定の利益が「財産権」として法主体に排他的に帰属することにより、この者に認められる法的権能が「処分権」であると捉えることができることになる

よって、仮想通貨は、民法典にいう「財産権」としての性質が認められる

法的に処分可能である「財産権」は、債務者の責任財産を構成する要素となり、債権者による強制執行の対象や担保物権の設定の客体となりうるし、相続による承継の対象となる財産を構成

※ 森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金法2095号17頁以下参照

85

加毛明教授※

森田教授の上記説明は、事実上、ある主体がある対象に関する排他的支配可能性を有する場合に、その状態を、法的に、財産権の帰属と評価し、当該主体は自らに帰属する財産権を法的に処分する権限（処分権）を有するとするもの

かような理解によれば、**「ブロックチェーン技術の登場により一従前は困難とされていた一特定の主体が仮想通貨に関するデータを排他的に支配できるという事実状態が生じたことが、仮想通貨に対する財産権を肯定する決定的要因であるということになる」**

※ 加毛明「仮想通貨の私法上の法的性質—ビットコインのプログラム・コードとその法的評価—」金融法務研究会『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討』（2019年3月）19頁参照

86

東京地裁平成27年8月5日判決（判例集未登載）

所有権の対象となるか否かの判断基準として、有体性及び排他的支配可能性などを挙げた上で、ビットコインについて、排他的可能性を否定し、次のとおり、有体性も否定

「ビットコインは、『デジタル通貨（デジタル技術により創られたオルタナティブ通貨）』あるいは『暗号学的通貨』であるとされており…、本件取引所の利用規約においても、『インターネット上のコモディティ』とされていること…、その仕組みや技術は専らインターネット上のネットワークを利用したものであること…からすると、**ビットコインには空間の一部を占めるものという有体性がない**ことは明らかである。」

87

東京地裁平成30年1月31日判決（判時2387号108頁）

「ビットコイン（電磁的記録）を有する者の権利の法的性質については、必ずしも明らかではないが、少なくとも**ビットコインを仮想通貨として認める場合においては、通貨類似の取扱をすることを求める債権（破産法103条2項1号イの「金銭の支払を目的としない債権」）としての側面を有するものと解され**る

ビットコインを預託している場合と自ら管理している場合を混同？

「**同債権（以下「コイン債権」という。）は、ビットコイン（電磁的記録）が電子情報処理組織を用いて移転したときは、その性質上、一緒に移転するものと解される。**」

金銭の「占有＝所有」理論の転用？

88

各論

89

個別の法的論点

① 無権限者による処分

無権限者が、秘密鍵のハッキング等により、自己又は第三者のアドレスに不正にビットコインを送付した場合に、元の保有者はいかなる権利を有するか？

財産的な価値の侵害がある以上、元の保有者には、無権限者に対する不当利得返還請求権(民法703)や不法行為に基づく損害賠償請求権(民法709)が認められる

加えて、元の保有者が、無権限者に対し、物権的請求権(又はこれに類似する権利)として、ビットコインの返還を請求する権利を有するかが問題となる※

※ 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」12～13頁参照

90

ビットコインについて、**金銭における「占有=所有」論**と同じような規律を働かせる考え方有り

金銭は、硬貨や紙幣といった動産によりその価値が表されているため、動産における事実上の支配すなわち占有の在りかによって、その権利(所有権)の帰属が定まることになり、占有を移転させることで、権利自体を移転させることができる

ビットコインのような仮想通貨についての事実上の支配は、秘密鍵とこれに対応するアドレスにより、ブロックチェーン上で電子的に記録されている残高を排他的に管理するという状態により実現される ※

※ 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」12～14頁参照

91

そのような**ブロックチェーン上の記録のみによって権利の帰属者が決せられるという考え方**※¹があり、これによれば、元の保有者に物権的返還請求権(又はこれに類似する権利)は認められない

この考え方は、そのブロックチェーン上の記録の移転によりビットコイン自体も移転するとの関係を常に認めることにより、あたかも**金銭における「占有=所有」と同じような規律を働かせるものである** ※²

※¹ 森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金法2095号21頁以下、末廣裕亮「仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090号70頁参照

※² 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」12頁参照

92

② 仮想通貨の信託

信託財産とは、金銭的価値に見積もることができる積極財産であり、かつ、委託者の財産から分離することが可能なものであれば全て含まれる

かかる理解を前提として、仮想通貨の私法上の位置付けの総論的な説明方法が異なるとしても、仮想通貨は上記のような信託財産たり得るために必要な性質を有しており、いずれにせよ仮想通貨の信託は認められると解されている※

信託課税関係規定の適用あり

※ 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」19頁参照

93

③ 責任財産・相続財産

強制執行可能性を否定する見解は見当たらず、仮想通貨の排他的な帰属・移転について法的保護が及ぶ以上、強制執行の対象になるものと考えられている

相続により承継される財産(民896)は、物権、債権債務、形成権、知的財産権などの具体的な権利義務のほか、財産法上の地位を広く含み、仮想通貨が相続の対象となることは否定し得ないと解されている ※

差押の対象・相続財産として相続税の対象

※ 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」21頁以下参照

94

私法の議論から 得られる示唆

95

私法の議論から得られる示唆

1. 権利該当性に関する議論と租税法上の「資産」該当性の議論

仮想通貨の私法上の性質に関する議論、とりわけ何らかの権利該当性に関する議論は、例えば、次の論点に影響

- ① 仮想通貨の売却・使用損益の譲渡所得該当性(所法33)
- ② ①との関連で「生活に通常必要な動産」 該当性(所法9①九、②一、所令25)
- ③ 一時所得の「資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」に該当性(所法34①)
- ④ 国内源泉所得該当性 (所法161等)

①～③は既存の非課税規定の適用可能性

96

2. 相続財産性に関する議論

仮想通貨の私法上の性質決定が、相続によって取得したとされる仮想通貨について、そもそも相続財産たる権利や地位に該当するのか、という議論に影響を与え、相続税法上の相続財産性の議論に波及する可能性有り

もっとも、次のような議論がありうることに留意

- ・ 仮想通貨の中には取得時点では時価評価をしがたいものも存在すること
- ・ 相続による財産の「取得」（相続税法1条の3等）に該当するのか

97

3. 金銭との類似性を重視する考え方 (金銭の「所有＝占有」理論の影響)

金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有しておらず、単なる価値そのものと理解されている。かかる没個性性に加えて、高度の流通性を保護するという観点から、金銭においては占有あるところに所有権もあるという「占有＝所有」理論も一定の支持を得ている。※

「占有＝所有権」理論によると、金銭に関しては、占有を失った原所有者は所有物返還請求権を行使できない、即時取得制度の適用がない、などの帰結が導かれる。

※ 能見善久「金銭の法律上の地位」星野英一編集代表『民法講座別巻1』101頁以下（有斐閣平成2年）、最高裁昭和29年11月5日第二小法廷判決(刑集8巻11号1675頁)、最高裁昭和39年1月24日第二小法廷判決(集民71号331頁)など参照

98

「占有＝所有」理論の背後にある価値判断※1

① 金銭の没個性性を重視する価値判断

課税上、外国通貨や有価証券に寄せた取扱いを行う方向に向かう？（換算や期末評価、平均法）

② 金銭に対する高度の流通性（取引の安全）を保護する価値判断

所得税法上、支払手段は「譲渡所得の基因となる資産」に該当しないという見解 ※2に接続？ ※3

仮想通貨の使用により生じる損益に課税すべきではないという方向（の解釈論ないし立法論）に向かう？

※1 古市峰子「現金、金銭に関する法的一考察」金融研究14巻4号125頁参照

※2 中里実「金銭債権譲渡と所得課税」税研18巻2号64頁以下参照

※3 譲渡所得該当性については、泉絢也「仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性—アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして—」税法学581号3頁以下も参照

99

仮想通貨は、「支払手段」であっても、租税法上の「金銭」ないし「価値単位」である円との関係では、差損益・評価損益が観念され、利益が出れば所得

取得時の取得価額を観念することも含めて、ある意味で**仮想通貨を「モノ」ないし「資産」として捉えている**

仮想通貨の法律関係（帰属及び移転）について、準物権行為として物権変動及び物権の法理が準用又は類推適用される、あるいは物権法のルールに従うと解する見解との親和性有り？

100

私法や規制法においては、**実質的に「金銭」という構成や「金銭」と同様の法的効果**を与え得る

他方、租税法は概念論・形式論にこだわるため、置いて行かれる可能性がある。部分的には**規制法たる資金決済法に依拠**していることや、仮想通貨が**実際には支払手段として普及していないこと**をどう考えるか？

101

仮想通貨の金銭該当性に関する議論自体は、租税法の議論に、限られた影響を及ぼすに過ぎない場面も想定

基本的に、税法は金銭のみならず同等物も含まれるように、「金銭その他の資産」、「金銭以外の資産」などとしているため、この点に関する限りではほとんど影響を受けない（法人税法2条十二号の八、所得税法36）？

102

所得税法33条の「資産」該当性の補足

- ・ 増加益清算課税説によって説明できるのは、譲渡所得がキャピタル・ゲインであり、保有期間中の値上益を清算するのがその課税の趣旨であるということにとどまり、それを越えて、同説を根拠として資産の範囲を画定するという機能までは備わっていないのではないか※1
- ・ 資産の価値が増加する要因は多種多様であるところ※2、増加益清算課税説を採用するとしても、所得税法は、資産の譲渡により実際に発生した利得又は損失が当該資産の値上がり又は値下がりとしての性質を有するかどうかをきめ細かく又は深掘りして、峻別するような規定振りになっていない

※1 伊川正樹「譲渡所得の基因となる『資産』概念—増加益清算課税説の再考」名城法学 57巻1=2号157頁参照

※2 See Stanley S. Surrey, *Definitional Problems in Capital Gains Taxation*, 69 HARV. L. REV. 985, 989(1956); DANIEL L. SIMMONS ET AL, *FEDERAL INCOME TAXATION* 832(7th ed. 2017)

103

所得税法33条の「譲渡」該当性との関連

- ・ 民法の通説は、当事者が相互に金銭の所有権の移転を約する両替は、一種の有償契約(無名契約)とみて売買の規定を類推すべきであると解している※1
- ・ 金銭の両替は、片方が内国の通貨であるときには、交換に類似し、一方が外国の通貨であるときには、売買に類似する契約と解すべきであるが※2、取引上通用力を失っている貨幣を通貨と引換えることは純然たる売買※3

「外貨も、資産の一種であり、外貨と円貨との交換からは、資産の譲渡損益として、為替差損益が生ずる」金子宏『租税法〔第23版〕』262頁(弘文堂2019)

※1 民法の議論について、我妻栄『債権各論 中巻一』341頁(岩波書店1957)、遠藤浩編『基本法コンメンタール 債権各論〔第4版新条文対照補訂版〕』124頁〔森達執筆〕(日本評論社2005)など参照。

※2 かように解することに実益がないという指摘として、遠藤・※1、124頁参照

※3 石田文次郎『債権各論』103頁(早稲田大学出版部1947)参照

104

- ・ 両替契約とは、通貨媒体の種類を変更とすることを目的とした契約であり、このことは、**現金通貨が種類の異なる通貨媒体間でも代替性があることを意味すると**された上で、「両替契約においては、一方で、**交換される通貨に対して、物（商品）それ自体として評価された代価が支払われるという関係になく、あくまでもその通貨の名目額に従って、同一の総額で異種の通貨媒体との交換がなされるにすぎないのだから、売買契約と性質決定することには無理**がある。他方で、交換契約は、その定義によれば（五八六条）、『互に金銭の所有権に非らざる財産権を移転すること』とされるから、両替契約はこれに当たらない」 ※

※ 森田宏樹「電子マネーの法的構成(3)」NBL619号31頁、34頁の脚注41

105

投資対象（金融商品）としての浸透への対応

106

背景事情と論点

- ・ 投資対象として浸透しているという現状
- ・ 金融商品取引法による手当て
- ・ クリプトキティのようなFungibility(代替性)がない
トークンであるNFT（Non-Fungible Token）の出現

F X との比較、申告分離課税や金融所得一体課税

107

「仮想通貨取引についての現状報告」

一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会

平成30 年 4 月10 日

108

2-1 取引の定義②（証拠金・信用・先物）

■証拠金取引

- ・証拠金取引とは一定額の証拠金（保証金）を担保にして売買すること。
- ・一般的には仮想通貨FXと呼ばれることが多いです。
- ・決済期限（有効期限）はありません。
- ・現物の受け渡しは無く、すべて差金決済で行われます。
- ・証拠金（保証金）に対して数倍の取引が可能です。（レバレッジ取引）

■信用取引

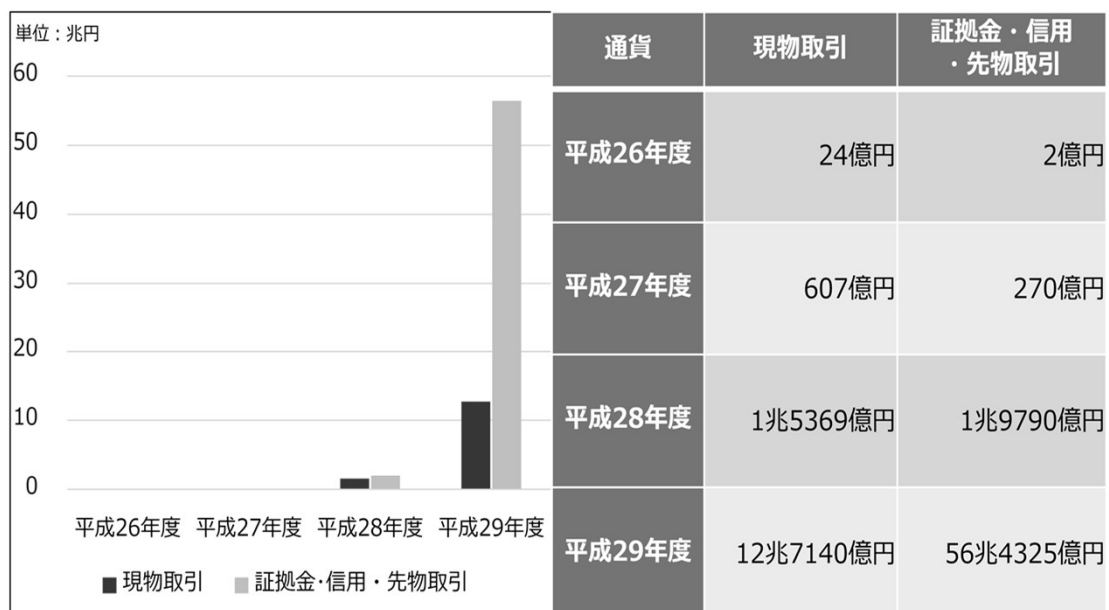
- ・一定額の証拠金（保証金）を担保に交換業者から仮想通貨を借りて売買すること。
- ・一般的には決済期限（例、30日間）が決まっており、期限までに反対売買をしなければなりません。
- ・期限までに反対売買しなかった場合には、強制的に決済されます。
- ・証拠金（保証金）に対して数倍の取引が可能です。（レバレッジ取引）

■先物取引

- ・一定額の証拠金（保証金）を担保に決済期限日に売買することを約束する取引のこと。
- ・限月（例、今週物・来週物・四半期物）が決まっており、期限までに反対売買をしなければなりません。
- ・限月までに反対売買しなかった場合には、取引所が決めた基準値にて差金決済されます。
- ・証拠金（保証金）に対して数倍の取引が可能です。（レバレッジ取引）

109

2-2 仮想通貨取引量①（現物取引、証拠金・信用・先物取引）



※取引量順における主要5通貨を選定し、平成26年～平成30年の期間を対象としています。
 ※証拠金取引については想定元本ベースとしております。
 ※各年度（4月から翌年3月）の数値を合算して利用しています。

110

技術と法律

111

「技術の進展とともに、社会においてプログラム・コードが規定する領域は、今後も拡大していくことが予想される。その中で、**法律家には、プログラム・コードの内容を理解し、それに適合する法律構成を検討することが求められるとともに、プログラム・コードの内容を法の観点から批判的に評価し、爾後のプログラム・コードの在り方に影響を与える議論を蓄積することが期待される**ように思われる。**仮想通貨の法的性質をめぐるわが国の議論状況は、以上のような法律家の役割を考えるうえで、格好の題材であるといえる。」**

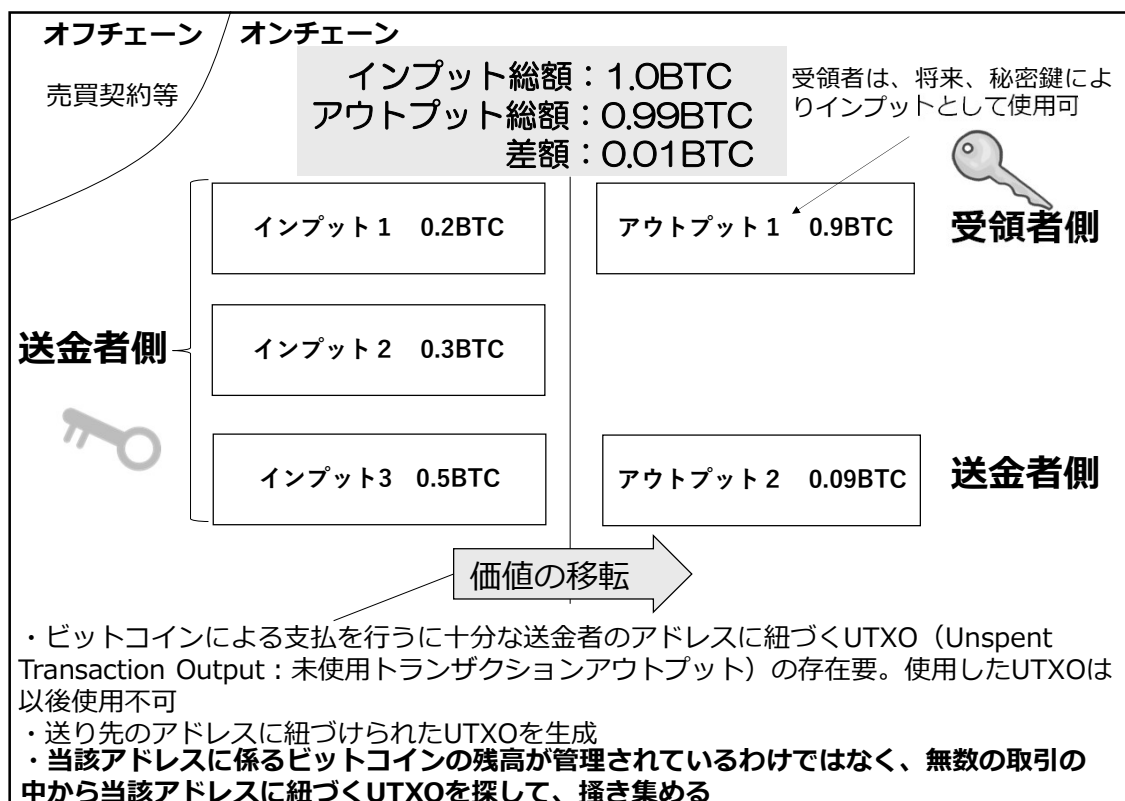
※ 加毛明「仮想通貨の私法上の法的性質—ビットコインのプログラム・コードとその法的評価—」金融法務研究会『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討』（2019年3月）34頁

112

具体的論点を素材として

- ・ 所得税法33条の「資産」に該当性に加えて、「譲渡」該当性も議論の余地
- ・ 国内源泉所得該当性の議論
- ・ ブロックチェーンを基盤とするものなどに対する契約日基準の取扱いの妥当性(引渡基準・権利確定主義)
- ・ システム又は規約上、法定通貨との交換不可のゲーム内通貨が事実上は交換可能である場合、経済的利得をもたらすもの？システム、プログラム・コード、規約を重視すべきか、実態を重視すべきか？

113



114

政策的配慮

115

特例措置の検討

市場やテクノロジーの育成
支払手段として奨励
事務負担の緩和

購入時・使用時の税務処理
→ 重い負担？
使用等を阻害？

少額・特定用途のものなどに限定

特例措置の検討

譲渡損益非課税、課税繰延べ
流通税※

など

※ 筆者も参加した藤巻健史氏が主催する第5回「仮想通貨税制を変える会」における
マネックスグループの松本大会長による提案<https://www.fujimaki-japan.com/takeshi/8029>

116

(少額) 非課税特例

アメリカの連邦所得税においては、外貨が個人によって処分され、かつ、当該取引が私的取引である場合には、利得が200米ドルを超えない場合に限り、当該通貨が当該個人によって取得された後、当該処分までの間に、為替レートの変動を理由としては、利得は認識されない(I.R.C. § 988(e)(2))。趣旨は、個人の行政上の負担の軽減※。ただし、仮想通貨は外貨ではなく、propertyとされており、同規定の適用はないと考えられている

※ See COMM. ON THE BUDGET HOUSE OF REPRESENTATIVES, REVENUE RECONCILIATION ACT OF 1997, 525-526(H.R. Rep. No. 105-148, 105th Cong. 1st Sess. (1997)); STAFF OF THE JOINT COMM. ON TAXATION, GENERAL EXPLANATION OF TAX LEGISLATION ENACTED IN 1997, 300-301(1997)

諸外国における仮想通貨の課税上の取扱いについては、酒井克彦編著『キャッチアップ 仮想通貨の最新税務』〔泉絢也執筆〕125頁以下（ぎょうせい2019）参照

117

米国法曹協会租税部門は、仮想通貨を法定通貨として採用する国が現れた場合、IRC§985～§989の適用がある外貨として扱われるかという問題があると指摘し、財務省がIRC§7805（一般的授權規定）により、帳簿記録及び行政負担を軽減するためのデ・ミニミスルールを制定すべきであることを提案 ※

※ American Bar Association Section of Taxation, *Comments on Notice 2014-21* (Mar. 24, 2015).

118

118

まとめ

119

- ・ 現行法下における概念整理や課税上の取扱いに関する十分な議論を下地とし、立法的手当ても選択肢の1つに入れて仮想通貨の課税関係を検討する段階
- ・ 新たな仮想通貨その他類似のものに対する対応するために、現行仮想通貨税制の点検とあるべき仮想通貨税制の構築のための研究が必須
- ・ 租税法の専門家としても、テクノロジーや私法・規制法をはじめとする各分野の議論を注視するとともに、仮想通貨に関する課税関係の議論を積み重ねていくことが枢要

本研究はJSPS科研費19K13498の助成を受けたものである

120